

日 立 市 地 域 創 生 有 識 者 会 議 傍 聴 基 準

1 趣旨

この基準は、日 立 市 地 域 創 生 有 識 者 会 議（以下「有識者会議」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴席の区分

傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

3 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で、先着順により、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴者受付簿（様式第 1 号。以下「受付簿」という。）に記入しなければならない。
- (2) 会議を傍聴しようとする者が、団体である場合においては、代表者又は責任者がその団体の名称、住所、傍聴者の住所、氏名及び年齢を受付簿に記入しなければならない。

4 傍聴者の定員

一般傍聴者の数はおおむね 10 人程度とし、報道関係者席の制限は設けない。ただし、会場の都合等により、会議の議長（以下「議長」という。）は、当該定員の数を増減することができる。

5 傍聴の制限

- (1) 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - ア 銃器など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を持っている者
 - イ 貼り紙、ビラ、プラカード、旗及びのぼり旗の類を持っている者
 - ウ はちまき、腕章（報道関係者が報道関係者である旨を表示する腕章をしている場合を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は持っている者
 - エ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
 - オ 酒気を帯びていると認められる者
 - カ 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑をおよぼすおそれがあると認められる者
- (2) 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

6 傍聴者の守るべき事項

- (1) 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴しなければならない。
- (2) 傍聴者は、傍聴する際は、次に掲げる事項を守らなければならない
 - ア 会議での発言に対して拍手その他の方法により賛否の意思を表明しないこと
 - イ 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと
 - ウ 貼り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと
 - オ みだりに席を離れないこと

カ 携帯電話の受信音を発し、又は使用しないこと

キ 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

- (3) 傍聴者は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。
- (4) 傍聴者は、議長及び係員の指示に従わなければならない。

7 傍聴者への配布資料等

傍聴者へは、会議次第その他議長が必要と認める資料を配布するものとする。

8 会議の非公開

議長は、特定の個人や団体等に不利益を及ぼすおそれがあると判断した場合は、会議を非公開とすることができる。

9 傍聴者の退場

傍聴者は、会議を非公開とする決定がなされた場合には、速やかに退場しなければならない。

10 違反に対する措置

傍聴者がこの基準に違反するときは、議長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

11 会議の周知

会議の開催日程等は、日立市のホームページで周知するものとする。

12 委任

この基準に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月22日から適用する。

日立市地域創生有識者会議

（開催日：平成 年 月 日）

傍聴者受付簿

No.	住所	氏名	フリガナ	年齢
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

日立市地域創生有識者会議

（開催日：平成 年 月 日）

傍聴者受付簿（報道関係者用）

No.	団体の名称	団体の所在地	氏名	フリガナ	年齢
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					